

「接続料の算定等に関する研究会(第92回)」 ヒアリング資料

2025年1月27日
株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。

^{NTT}
docomo

総務省のガイドライン策定について

- 着信インセGL※1に基づき、当社の求めに応じて契約書の情報開示が行われること等により、事業者間の協議が進展し、トラヒック・ポンピング(以下「トラポン」)の解消に大きく寄与
- 接続の請求を拒める正当な理由追加の省令改正※2によりさらに協議の実効性が高まる

※1 トラヒック・ポンピングの発生に係る着信インセンティブ契約に関する業務改善命令の適用に関するガイドライン(2024年9月12日策定)

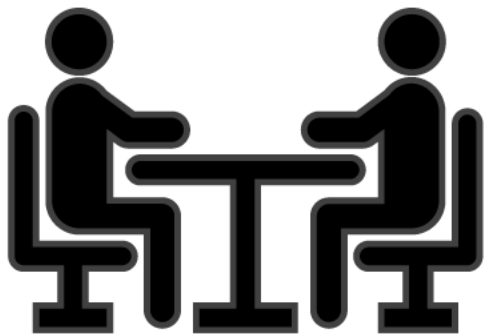
※2 令和6年総務省令第122号(2024年12月27日施行)

着信インセGL策定前

守秘義務を盾に協議が進展しない

着信インセンティブ契約(以下「着信インセ契約」)の有無及びその内容について開示いただきたい

✕
守秘義務の観点から開示は差し控えたい

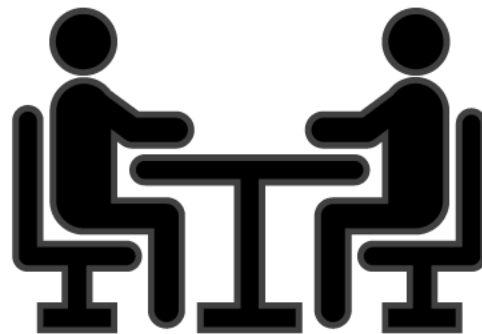


着信インセGL策定後

着信インセ契約書等の情報開示により協議が進展

着信インセ契約の有無及びその内容について開示いただきたい

○
契約は存在する
契約内容も開示する



トラポンの疑いのある事業者との協議状況について

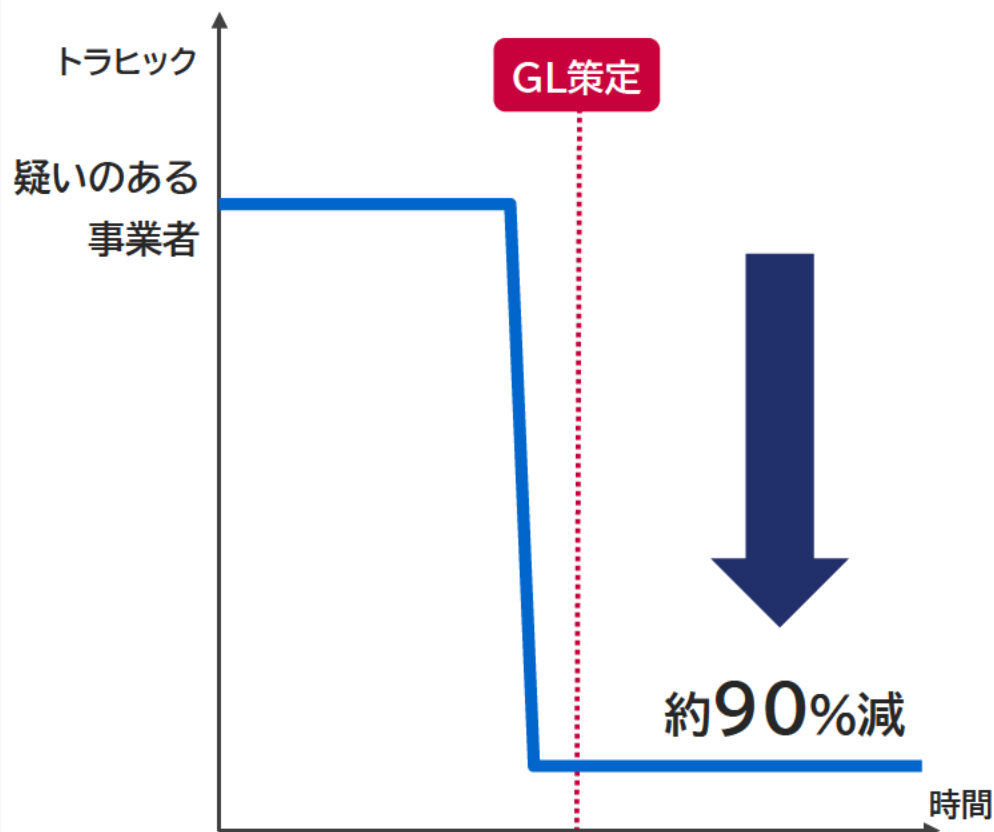
赤枠内構成員限り

SLIDE No.
2

- 当社は、着信インセGL策定を見据えて、疑いのある事業者との間で協議を重ねた結果、GL策定後にトラヒックが大幅に急落



トラヒック推移(イメージ)



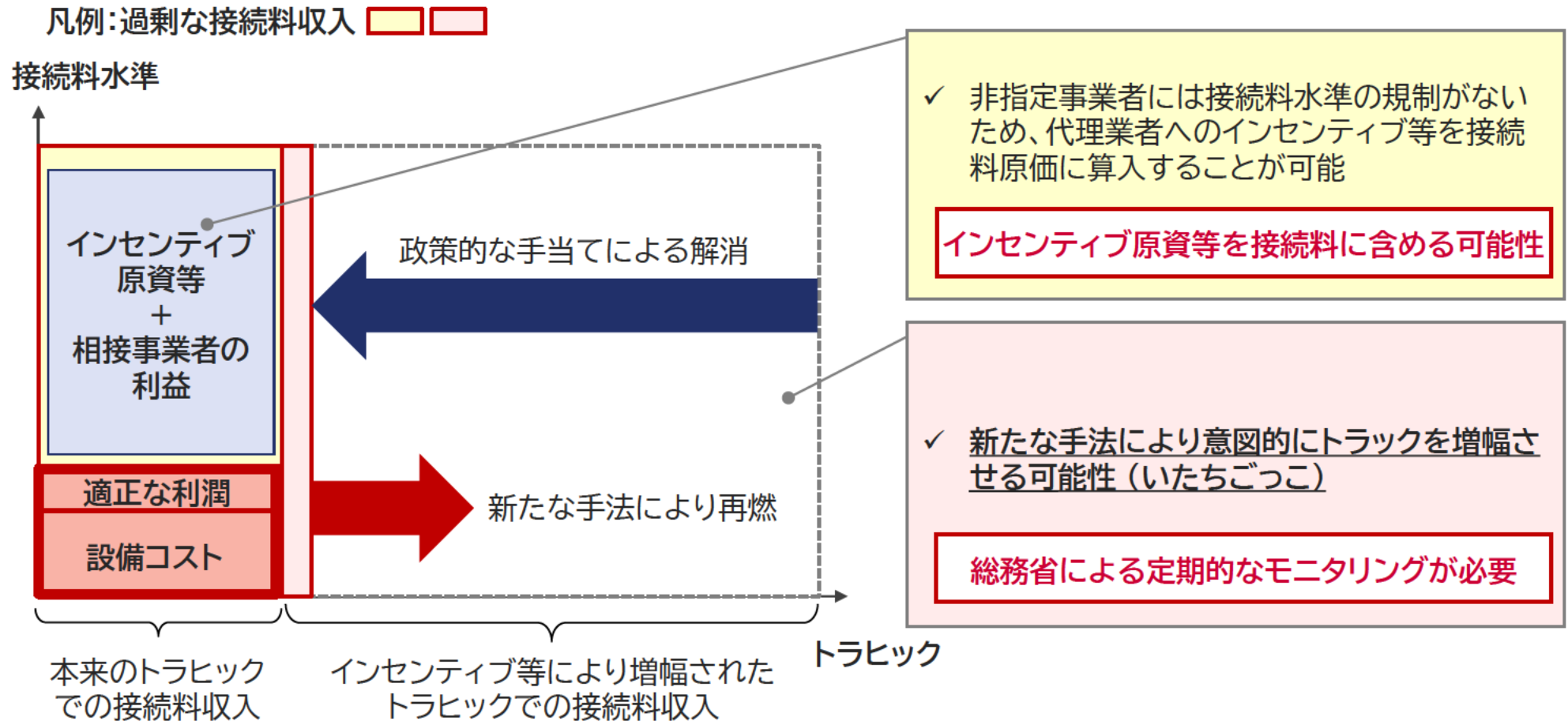
発着信通話時間比率(当社発/当社着)推移

	GL策定前	GL策定後
疑いのある事業者	数十～数百倍	数倍
当社平均※	約2倍	約2倍

※着信インセ契約が存在しない事業者平均

トラポンに対する今後の対応について

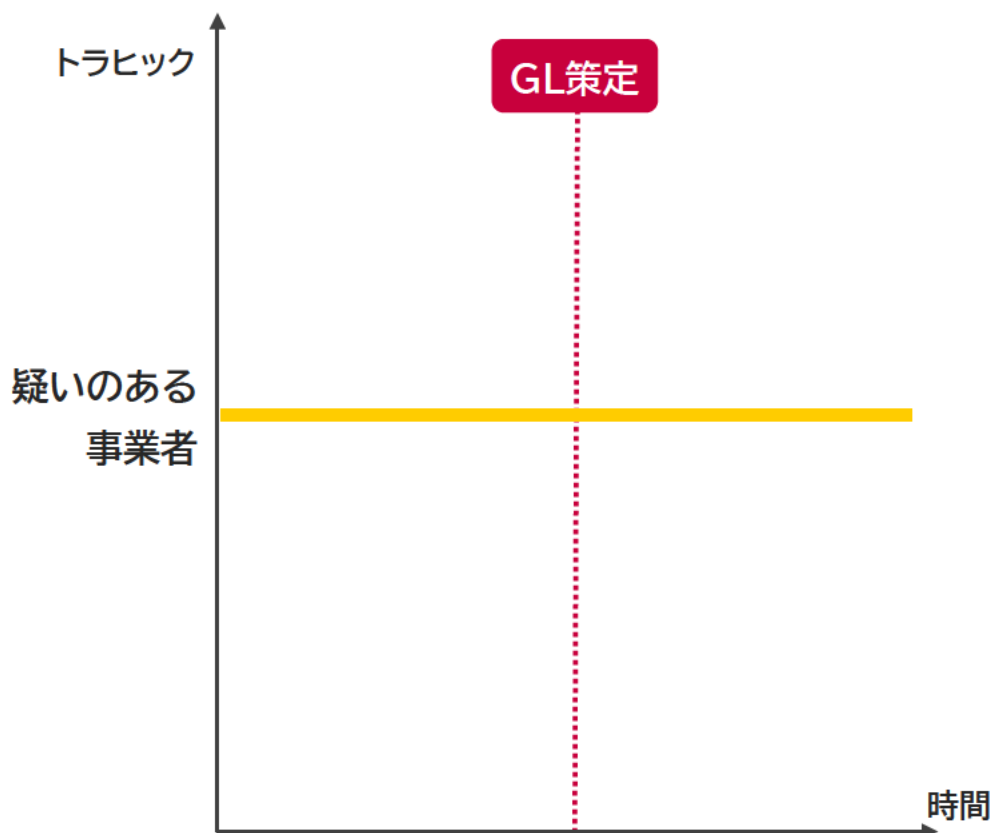
- 本研究会における議論を踏まえ、着信インセGL策定等の政策的な手当てが行われた結果、トラポンが解消されたことについて大変感謝
- 一方、非指定事業者は接続料水準の規制がなく、新たな手法により再燃する可能性があることから、重要な政策課題として総務省による定期的なモニタリングが必要



疑わしい事例について

- 当社は、着信インセ契約の有無に囚われず、発着信通話時間比率等を参考に意図的にトラヒックの増幅が行われていないか等について、事業者協議を実施
- 具体的には、当社平均と比較して一定程度発着信通話時間比率が高い事業者等が該当
- 当該事業者に、着信インセ契約が存在しない場合、協議による解決に時間がかかると想定

トラヒック推移(イメージ)



発着信通話時間比率(当社発/当社着)推移

	GL策定前	GL策定後
疑いのある事業者		十数倍
当社平均※		約2倍

※着信インセ契約が存在しない事業者平均

着信インセGLについて

- 当社は、疑わしい事例については、事業者協議により実態把握に努める所存
- 総務省は定期的なモニタリングを行った結果、新たな手法が発見された場合、着信インセGLの目的に照らし「迅速な解決」を図るため、解釈を明確化することが必要
- また、事例の追加や所要の行政上の対応(業務改善命令の発動)を行うことも必要

着信インセGL抜粋(2024年9月12日総務省策定)

1 ガイドラインの目的

昨今、音声伝送役務の接続において、携帯電話事業者が提供する「かけ放題サービス」を利用して、意図的に接続料収入を得ようとする「トラヒック・ポンピング」が発生していると指摘されている。本ガイドラインは、このような行為を抑止するとともに、このような行為が発生した場合の迅速な解決を図る

3 トラヒック・ポンピングの禁止

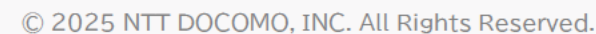
トラヒック・ポンピングは、トラヒックの量を意図的に増大させ、それに伴う接続料収入を増加させるものであり、他の電気通信事業者の業務への影響のほか、ネットワークの輻輳や利用者料金の不適正な設定等が発生しかねず、電気通信の健全な発達や利用者の利益の保護などの公共の利益を著しく阻害するおそれがある。このため、トラヒック・ポンピングが発生させるおそれのある、以下のような典型的な不適切な着信インセンティブ契約については、業務改善命令の要件に該当し得る。

なお、以下の事例は、あくまでも例示であって、これに該当しない場合であっても、業務改善命令の要件に該当する場合には、業務改善命令の対象となり得る。

4 その他

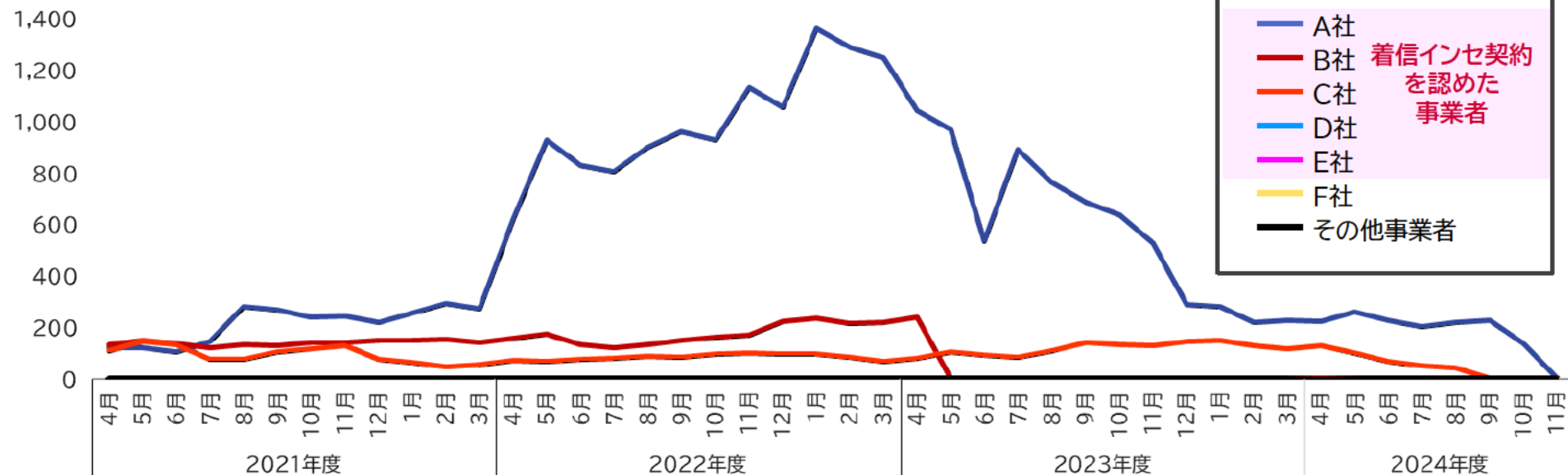
総務省は、着信インセンティブ契約の締結状況や電気通信事業者間の協議の状況について注視するとともに、今後、必要に応じて本ガイドラインの見直しや所要の行政上の対応を行っていくこととする。

Appendix



【参考】(再掲)発着信通話時間比率(当社発/当社着)の推移

■(再掲)発着信通話時間比率の高い事業者(100倍以上)



■(再掲)発着信通話時間比率の高い事業者(100倍未満)

